




災害時における医療体制に係る実施細則

令和8年5月19日付けで、鶴岡市（以下「甲」という。）並びに一般社団法人鶴岡地区医師会（以下「乙」という。）、一般社団法人鶴岡地区歯科医師会（以下、「丙」という。）及び鶴岡地区薬剤師会（以下、「丁」という。）（以下、鶴岡地区三師会と総称する。）との間で締結した災害時における医療体制に係る協定書（以下「協定書」という。）第14条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

（支援要請手続）




第1条 協定書第2条に規定する甲の鶴岡地区三師会に対する支援要請は、「支援要請書」（様式第1号）によって行う。ただし、緊急を要する時は電話等により支援を要請することができるものとする。

（医療救護活動の報告）

第2条 鶴岡地区三師会は、医療救護活動終了後速やかに「医療救護活動報告書」（様式第2号）、「医薬品等使用報告書」（様式第3号）により甲に報告するものとする。

（事故報告）



第3条 鶴岡地区三師会は、協定書第4条の規定に基づく医療救護活動において、医療活動従事者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、速やかに「事故報告書」（様式第4号）により甲に報告するものとする。


（費用弁償の額）

第4条 協定書第6条第1項第1号に規定する経費は、原則として山形県災害救助法施行細則（昭和35年1月22日山形県規則第4号）別表第2に定める経費とする。

（費用等の請求）

第5条 協定書第6条第1項及び第8条に規定する費用等の請求は、「費用弁償請求書」（様式第5号）により甲に請求するものとする。

（支払）



第6条 甲は、前条に規定する費用等の請求があったときは、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

令和8年5月19日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市

鶴岡市長

佐藤 聡

乙 山形県鶴岡市馬場町1番34号
一般社団法人鶴岡地区医師会

会長

福原 晶子

丙 山形県鶴岡市泉町5番30号
一般社団法人鶴岡地区歯科医師会

会長

清野 肇

丁 山形県鶴岡市泉町5番30号
鶴岡地区薬剤師会

会長

鈴木 千晴



(様式第1号)

支 援 要 請 書

年 月 日

(各師会名)
会 長 様

鶴岡市長

年 月 日発生 of 災害により、被災現場及び救護所での医療救護活動並びに避難所への巡回医療を実施する必要がありますので、速やかに救護班を編成し下記指定場所へ派遣されるよう支援を要請します。

記

災害発生場所			
災害発生日時	年 月 日	午前・午後	時 分頃
災害の概要等			
指 定 場 所	所在地	緊急連絡先	電話番号

(様式第4号)

事 故 報 告 書

年 月 日

鶴岡市長

(各師会名)
会 長

年 月 日から 年 月 日までの医療救護活動において、下記のとおり事故傷病者が発生しましたので報告します。

記

氏 名		生年月日		性 別	
住 所				職 種	
勤務先		傷病名		程 度	
受診医療機関			外来・入院	月 日	
受傷(発病)日時	年 月 日		午前・午後	時 分	
受傷(発病)場所					
事 故 発 生 時 の 状 況 等					

(様式第5号)

実 費 弁 償 請 求 書

年 月 日

鶴岡市長

(各師会名)

会 長

医療救護活動のために要した費用について、下記のとおり請求します。

記

1、請求金額 _____円

2、内 訳

区 分		単 価	算出内訳 (数量)	金 額	備 考
医療救護チームの編成及び派遣に要した経費	医 師	日 当	円	円	
		時間外勤務手当	円	円	
		旅 費	円	円	
	歯科医師	日 当	円	円	
		時間外勤務手当	円	円	
		旅 費	円	円	
	薬剤師	日 当	円	円	
		時間外勤務手当	円	円	
		旅 費	円	円	
		日 当	円	円	
		時間外勤務手当	円	円	
		旅 費	円	円	
救護班が携行した医薬品等の経費		別紙「医薬品等使用報告書」(様式第3号)のとおり			
その他協定を実施するために必要とした経費					

注 算出内訳(数量)明細：別紙「医療救護活動報告書」(様式第2号)のとおり

